

さいたま市では、産婦健康診査費用の一部助成を開始します。

1 産婦健康診査について

○対象者 さいたま市民であり、平成29年10月1日以降に産婦健康診査を受診される産婦の方

○産婦健康診査内容

＜時期・回数・助成金額＞

出産後概ね1か月程度に実施した健診を対象とし、産婦1人につき、1回。上限5,000円。

＊助成額を超えた分は、自己負担になります。（無料券ではありません。）

＜健診項目＞ 基本的な健診/こころの健康チェック

○産婦健康診査の助成を受けるために必要なもの

①母子健康手帳 ②産婦健康診査助成券 ③「市からのお願い」（下記の※参照）

（③は、委託契約をしていない医療機関で受診される方のみが該当します）

2 助成券の交付について

①既に妊娠届出をお済みの方で、平成29年10月1日以降に産婦健康診査を受診される方

交付場所：各区役所保健センター・保健所地域保健支援課

交付方法：上記の配布場所で母子健康手帳と本人の確認できるものをお持ちください。

＊市内で妊婦健康診査を受診されている方は、「助成券」を医療機関で受取ることができる場合がありますので、担当の先生にご確認ください。

②平成29年10月1日以降に妊娠届出をされる方は、届出と同時に交付します。

3 受診の方法について

＜産婦健康診査を契約している医療機関等で受診される方＞

助成券、母子健康手帳、さいたま市民であることが分かるものをお持ちになって委託医療機関等で受診してください。助成券を提出することで費用の一部が助成されます。（無料券ではありません。）

＜里帰り等で委託契約をしていない医療機関等で産婦健康診査を受診される方＞

＊妊婦健康診査の委託と異なる場合がありますので、必ず事前に医療機関にご確認ください。

① 母子健康手帳、さいたま市民であることが分かるもの、受診に必要な助成券と「市からのお願い」を必ずお持ちになって医療機関等へ提出し、受診してください。

※ 助成券の他、「市からのお願い」の封書が必要になります。

※ 「市からのお願い」の交付を希望される方は、母子健康手帳と本人の確認ができるもの（例：運転免許証等）をお持ちのうえ、各区保健センター・保健所地域保健支援課にお越しください。

※ 市内で妊婦健康診査を受診されている方は、「市からのお願い」の封書を医療機関等で受取ることができる場合がありますので、担当の先生にご確認ください。

【詳しくは、さいたま市ホームページ「産婦健康診査」をご覧ください】

なお、申請に必要な書類は各区保健センター・保健所の窓口またはホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.saitama.jp/007/001/002/p055508.html>

【お問い合わせ】

お住まいの区の保健センター（裏面に記載してあります。）

または、

さいたま市保健所地域保健支援課 母子保健係

TEL：048-840-2218

FAX：048-840-2229